

## はじめに

学校教育は教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員の健康状態が児童生徒や教育活動に影響を及ぼすことから、教職員は心身ともに健康で教育に携わることが望まれます。

令和5年12月末公表の文部科学省「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、教育職員の精神疾患による病気休職者数は6,539人（全教職員数の0.71%）であり、令和3年度から642人増加し、過去最多となりました。

また、精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数では、6カ月未満が8.0%、6カ月以上～1年未満が17.3%、1年以上～2年未満が22.5%となっており、着任した所属校勤務年数2年未満の教員が精神疾患による休職者数全体の47.8%を占めていることもわかりました。

使用者（管理者）には安全配慮義務があり、労働者の心身の健康と安全を損なうことの無いよう注意する必要がありますが、近年では使用者としての教育委員会や管理者としての管理職の安全配慮義務について争われた訴訟もなされており、学校においても教職員に対する安全配慮への取り組みを適切に進める必要があります。

このような状況を踏まえ、教職員が健康で安全に働けるように職場環境を整えるためには、管理職はもちろん、そこで働く教職員が一体となり自ら意識して労働安全衛生活動に適切に取り組むことが重要であり、労働安全衛生管理体制の整備を図り、計画的な運用と取り組みの実効性を高めていくことが大切です。

一方、多くの公立小中学校は法令上衛生委員会設置などの義務がない教職員数50人未満の学校であるため、多くの自治体・学校に参考とし、活用していただけるよう、本事例集では、労働安全衛生活動に積極的に取り組んでいる小規模な自治体・学校の一例を紹介しています。全国の自治体・学校における労働安全衛生活動への取り組みの参考として役立てていただければ幸いです。

最後になりますが、ご多用中にもかかわらず、ご協力をいただいた自治体・学校の関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会